

# 群馬大学医学部附属病院患者支援センター規程

平成 21. 4. 1 制定  
改正 平成 23. 4. 1 平成 24. 4. 1  
平成 25. 4. 1 平成 26. 4. 1  
平成 30. 4. 1 平成 31. 2. 4  
令和 3. 6. 22

## (設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、群馬大学医学部附属病院患者支援センター（以下「センター」という。）を置く。

## (目 的)

第2条 センターは、地域の保健・医療・福祉施設等（以下「地域医療機関等」という。）との連携協力体制を充実させ、患者及び家族の抱える心理的問題、社会的問題、経済的問題等に対し、適切な指導・助言を行うとともに、入退院に係る各種相談、面談、手続等を行い、計画的入院診療から退院への支援等を図ることにより、退院後診療への円滑な移行を実現し、もって信頼性の高い医療を提供することを目的とする。

## (業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域医療機関等との医療連携に関すること。
- (2) 患者相談窓口業務に関すること。
- (3) 医療福祉相談に関すること。
- (4) 入退院センター業務に関すること。
- (5) 転院、在宅療養等の相談・調整に関すること。
- (6) 地域医療に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (7) がん拠点病院相談支援センター業務に関すること。
- (8) 難病相談支援センター業務に関すること。
- (9) その他患者支援に関すること。

## (職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 病院の主担当を命ぜられた教員のうちセンターの担当を命ぜられた者
- (4) 看護師
- (5) 薬剤師
- (6) ソーシャルワーカー
- (7) 事務職員
- (8) その他必要な職員

## (運営委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院患者支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。

（組 織）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) システム統合センター長
- (4) 腫瘍センター長
- (5) 臨床主任会議から選出された教授 2人
- (6) 病院連絡会議から選出された者 3人
- (7) 保健学研究科から選出された教員 2人
- (8) 看護部長
- (9) センターの看護師、薬剤師及びソーシャルワーカー
- (10) 事務部長
- (11) 総務課長、経営企画課長及び医事課長
- (12) 緩和ケア担当看護師長
- (13) 管理栄養士
- (14) その他委員長が必要と認めた者

（任 期）

第7条 前条第5号、第6号、第7号及び第14号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

（会 議）

第9条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

（報 告）

第11条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

（事 務）

第12条 委員会の事務は、医事課において処理する。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 2 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 22 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。